

大阪府消費者保護条例における「権利」取引の考え方について

◇大阪府消費者保護条例に「権利」を含めることとした経緯

《これまでの大阪府消費者保護条例の改正等（主なもの）》

①昭和51年の訪問販売法（訪問販売、通信販売、連鎖販売取引）の施行

⇒「消費者が安全で良好な消費生活を営むためには、事業者間の公正で自由な競争を確保するとともに消費者の自主的な努力と相まって消費者の権利を確立することにより消費者と事業者の対等性の回復を図る」ことを目的として昭和51年10月制定、昭和52年2月に施行

【条例制定時の主な規定内容】

危害の防止、表示等の適正化、補修用品部品の保有、生活関連物資に関する緊急措置、報告の要求等 など

【条例の対象】

「消費生活に必要な商品及び役務」

※商品、役務の種類等の限定なし ※禁止行為の規定はなし

②昭和63年の訪問販売法の改正(役務及び会員権等の取引を追加)を踏まえた条例改正

【主な改正内容：平成2年7月1日施行】

- ・消費者の権利に不当な取引方法を強制されない旨を追加
- ・事業者の責務に適正な取引の確保を追加
- ・「消費生活商品等（改正前「消費生活に必要な商品及び役務」）について、「商品」、「役務」の概念の拡大を図るとともに施設の利用権等の「権利」を対象に含める
- ・事業者と消費者との間で行う消費生活商品等の取引に関し不当な取引行為の禁止、調査、是正の指導・勧告を新設
- ・不当な取引行為による被害の発生及び拡大防止のため府民へ情報を提供
- ・事業者が調査を拒否、勧告に従わない場合、名称等を公表

〔大阪府消費者保護条例の改正について 諮問（平成2年1月12日・大阪府消費者保護審議会）〕抜粋〕

Ⅲ 条例改正の提言

1 「消費生活商品等」の概念について

(2) 権利について

現行条例が対象とする「消費生活商品等」には、施設の利用権等いわゆる「権利」は含まれていない。

しかし、最近では、映画館やレジャー施設の利用権など、比較的安価あるいは気軽に申し込める会員権等が若者を中心に普及し、これに係る被害も多く発生してきている。

今後こうした会員権等が消費生活においてより普及することが予想されるため、「消費生活商品等」に「権利」を含める必要があると考える。

したがって、この場合の「権利」も消費生活において取引されるものと解するのが適当と考える。

③平成16年の消費者保護基本法等の関係法令の改正に伴い条例を改正

【主な改正内容：平成17年7月1日施行】

- 基本理念（消費者の権利）
- 府、事業者、事業者団体、消費者、消費者団体の責務・役割
- 緊急危害防止措置（商品・サービスの欠陥による危害）
- 自主行動基準制度を創設（
- 不当な取引行為の見直し（クレジット業者等の過剰な与信の追加など）
- 不当な取引行為における事業者に対する根拠資料提出要求
- 消費者教育に関する規定
- 消費者からこの条例に基づく措置をとるべきことの申出 など

【条例の対象】

「消費生活商品等」（平成2年改正）

⇒ 「商品及び役務並びにこれらの提供を受ける権利」（平成17年改正）

【理 由】

「消費生活商品等」には商品、役務、商品の提供を受ける権利、役務の提供を受ける権利が含まれていることをわかりやすくする
（平成17年1月大阪府消費者保護審議会「答申」抜粋）

〔条例に規定する「商品等」の変遷〕

○「消費生活に必要な商品及び役務」（昭和52年2月施行）



○「消費生活商品等」（平成2年7月改正） ※「権利」取引を含める



○「商品及び役務並びにこれらの提供を受ける権利」（平成17年7月改正）
※文言をわかりやすく整理（対象は同じ）

☆府条例は、「法令では対応できない事案も含め、広く対応を可能とすべき」という考えから、販売の形態や物品等の種類による限定を行っていない

※現在、大阪府においては、平成24年の「特定商取引に関する法律」等の関係法令の改正等を踏まえ、現在、大阪府消費者保護審議会に条例改正について「諮問」中（「訪問等の購入取引」「消費者教育」「多数の消費者に対する財産被害」への対応 ほか）